

一般社団法人 社労士成年後見センター 千葉（愛称：ガードエル®）だより

発行責任者

総務委員長：中田 高芳

連絡先：043-223-6002

（千葉県社会保険労務士会内事務局）

CONTENTS

【私と成年後見】第3回 成年後見は遠くの親戚が、ひとりできたと思って	社労士成年後見センター千葉 会員 あまの ひでよ 天野 秀世（木更津支部）	P1-2
活動報告【2023年7月～2023年12月】	社労士成年後見センター千葉 総務委員会	P3
成年後見人養成研修を受講して ～私たちを抜きにして決めないで～	千葉県社会保険労務士会 会員 とぼ みのる 鳥羽 稔（船橋支部）	P4
成年後見事例紹介	社労士成年後見センター千葉 理事 しらと たかゆき 白戸 孝行（東葛支部）	P5-6

一般社団法人社労士成年後見センター千葉（愛称：ガードエル®）は、令和5年7月～8月、成年後見人養成研修を実施しました。受講報告「**成年後見人養成研修を受講して～私たちを抜きにして決めないで～**」をお読みください。

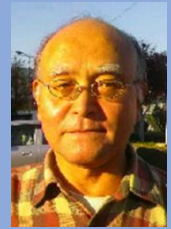
3回目となった【私と成年後見】シリーズ、今回は社労士成年後見センター千葉設立当初から成年後見人として活動を続ける天野秀世元理事からのメッセージです。

被保佐人宅を訪問したら裁判所から訴状が！**事例紹介**は最後まで目が離せない展開です。

【私と成年後見】第3回

成年後見は遠くの親戚が、ひとりできた と思って

社労士成年後見センター千葉
会員
あまの ひでよ
天野 秀世
(木更津支部)



1. 東京会から埼玉会、そして千葉へ

2011年の東京会の「自主研究発表大会」で「成年後見制度に果たす社会保険労務士の役割～社会貢献と業務拡大～」(成年後見制度研究会)を見聞きするなかで、後見活動に社会保険労務士が親身にかかわっていることに強く心を打たれました。私も勉強したいと、発表者の桂千枝子さんに研究会への参加をお願いしました。桂さんはご自身も会員となっている埼玉会の自主研

究会「成年後見等部会」への参加を薦めてくれました。

2011年12月に「第110回 成年後見等部会」に初めて参加させてもらい、月例の研修で「事例発表」と「テキスト研修」をまなぶようになりました。そこでの様々な後見事例での体験交流と意見交換はとても活発で新鮮でした。部会の小室リーダーの「成年後見は遠くの親戚ができたと思い、一生つきあっていくつもりで」と

というのは、後見人のあり方と接し方を教えていると思いました。

2012年、千葉会でも成年後見制度への取り組みが始まり、(一社)社労士成年後見センター千葉の設立(2015年)となり、法人として成年後見活動をすすめることになりました。

2. 成年後見人の活動とおして

私は、これまで成年後見人として3人の方をサポートしてきました。

Aさんは君津市地域包括支援センターからの相談で、地域民生委員さんがAさんのお世話をしていたが、財産管理等正式に成年後見人をつけたいと、お兄さんの申立てで私が後見人に選任されました。初めてのことで申立書作成等、金子昭代さんにはいろいろ援助してもらいました。ずっと病院で生活されていて、社会へ出るきっかけがつかれないかと思ってきました。今、未相続の土地と家屋の相続問題に取り組んでいます。

Bさんは難病の筋ジストロフィーの3人兄弟で、社労士の牧野亜希子さんから「真ん中のBさんが多発性脳梗塞を発症し、回復は望めないで成年後見人になってほしい」と相談されました。幸い、ご両親がご兄弟に遺された財産があり、お兄さんの申立てで財産管理は司法書士に、身上監護に当方が選任されました。

24時間介護が必要で、介護サービス付きの高齢者住宅でくらしています。施設のスタッフの

献身的介護でBさんは「満足している」と言います(気管切開で言葉は出ない)。ただ財産が底をつくのは時間の問題で、施設の代表者は「生活保護でくらしている人もいる。追い出したりしないから安心して」と言ってくれます。

Cさんは君津市地域包括支援センターから「90歳超の高齢者、身体が不自由で施設入所を本人は拒否。いろんな手続きに後見人が必要だから」と相談され、ご本人申立てで補助人としてお世話することになりました。半年後にベッドから転倒して起き上がれずALSOKで救急を手配。主治医は老健施設への転所をすすめるが、拒否され在宅診療で診てもらうようになりましたが、「血圧・体温低下でいつ逝ってもおかしくない」と言われ、ヘルパーさんたちが身の回りのお世話をした翌日に死去されました。死後事務・親族への財産引き渡しを終え、家裁に後見終了報告を提出しました。

成年後見のお手伝いで感じたことは、①後見の必要な方々が最後まで人間らしい生活(人格とくらし)を守られなければならないということ、②そのための社会的・経済的環境をつくる必要があるということ、③医療・介護にたずさわる介護スタッフの労働に見合った賃金等労働条件の向上・整備が急務であることです。私自身が成年被後見人予備軍であることを痛感していて、必要な医療と介護等を安心して受けられるような社会にしていかなければと思っています。

成年後見人養成研修を実施しました

令和5年7月～8月、下記日程にて成年後見人養成研修を実施しました。

この研修は、成年後見人として必要な倫理、知識及び技術等の基礎を習得するために実施するもので、「成年後見人等候補者名簿」登載の要件のひとつとなっています。



本年度は初めて Zoom 併用で開催し、岐阜県会からの参加者1名を含む合計25名が、5日間計30時間の研修を受講、全員に修了証が授与されました。

最終日は会場にてグループワークを実施し、講師陣も含め参加者が顔を合わせての意見交換、交流が活発に行われました。

養成研修の講師には、毎回、社労士成年後見センター千葉の会員のほか、地方自治体の担当部署、税理士会や社会福祉士会等から多彩な講師をお招きしています。

来年度も、成年後見に興味、関心を抱かれる多くの皆様の参加をお待ちしております。

研修受講報告をご覧ください ➡ P4

【令和5年度 成年後見人養成研修カリキュラム】

7月22日(土)	7月23日(日)	7月29日(土)	7月30日(日)	8月5日(土)
9:30～16:10	9:30～16:40	9:30～16:50	9:30～16:50	9:30～17:00
<ul style="list-style-type: none"> 開講挨拶 ガイダンス 成年後見制度の現状と問題点 成年後見制度について 任意後見制度について 	<ul style="list-style-type: none"> 税理士の行う成年後見 障がい者の成年後見(精神) 障害年金と成年後見 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の福祉 障がい者の福祉 包括支援センターの役割 介護保険制度の概要と関連事業 身上監護 	<ul style="list-style-type: none"> 法定後見制度およびその周辺領域に関する各種手続 生活保護について 成年後見における倫理 障がい者の成年後見(知的) 	<ul style="list-style-type: none"> 事例紹介 成年後見人の業務(業務開始・業務終了時) 演習(グループワーク) 考査 修了手続

愛称「ガードエル®」の使用方針を会員へ周知しました

社労士成年後見センター千葉の活動をより広く周知し身近に感じていただくために、愛称「ガードエル®」を考案し令和5年3月に商標登録しました。

令和5年9月11日(月)、愛称「ガードエル®」の使用方針を会員へ周知しました。

「ガードエル®」の使用方針(抜粋)

- * 愛称を使用する場合は、次のとおり組織名称に併記する。
一般社団法人 社労士成年後見センター千葉(愛称:ガードエル®)
- * 略称のときには使用しない。
- * 愛称「ガードエル®」単独では使用しない。
- * 使用する字体及び色は「一般社団法人 社労士成年後見センター千葉」の字体及び色に合わせるものとし、飾り文字等は使わない。
- * 1行に入りきれない場合は2行になるのはやむを得ないが、組織名称の1行下で1文字以上分離しないようにする

「ガードエル®」は、「Guard(守る)」と「Life(生活、生命)のL」を組み合わせたものです。
「人々の生活、生命を守る」社労士でありたいという思いが込められています。

成年後見人養成研修を受講して ～私たちが抜きにして決めないで～

千葉県社会保険労務士会
会員

鳥羽 稔
(船橋支部)



令和5年7月下旬から8月上旬にかけて週末の5日間「成年後見人養成研修」に参加しました。

私は、現在障がい者支援の仕事をしている中で、障がいのある方の「親なき後」の生活を支えるため、成年後見制度が活用されていることを知り、社会保障の専門家である社労士として、将来的に成年後見に携わる機会を増やしたいとの思いから受講しました。

研修では、「成年後見制度の概要、現状、課題や将来像」、「介護保険、障害福祉サービス、生活保護などの高齢者や障害者を支える制度」、「身上監護・財産管理などの成年後見人の業務」、「後見開始から後見終了までの一連の手続き」など、幅広い内容を学びました。実際に後見人の実務家として活躍されている先生方から、参画のきっかけ、実務上の留意点、苦労話ややりがいなど、たくさんの示唆をいただきました。特に、「成年後見は、本人の人生をすべて背負う覚悟をもとう」という言葉には責任の重大さと意義深さにとても感銘を受けました。

このほか、社労士以外の税理士、社会福祉士、司法書士などの先生からもお話が聞くことができ、お金のこと、福祉制度のこと、相続のことなど、幅広い着眼点も学ぶことができました。



最終日には、後見人としてどう活動していくかについて、一つのケースをグループで話し合う機会もあり、自分ひとりでは思い至らないことを、参加者の先生との対話で一つ一つ紡ぎだす経験もできたことで、一人の人生についてチームで知恵を出し合う大切さも感じたところです。

研修全体を通じて、特に印象に残ったことは、成年後見制度の基本理念の一つである「自己決定の尊重」を実現していくために、「意思決定支援」を意識するということです。

認知症や障がいがある方でも、誰もが心の中にはしっかりとした意思をもっています。「判断できないのではなく、思いを形にするのが苦手なのかも。うまく伝えられないだけなのかも。」時間がかかるからといって、第三者の思いや考えを押し付けない。「今は決められない」という選択肢も大切に。表層的なことだけで判断せずに、言葉にできないことがあるかもしれないと考えることです。

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」
(Nothing About Us Without Us)

この言葉に出会えたことが、私にとって、この研修に参加しての最大の成果であるとも感じています。障がいのある方を支援する私にとっての行動指針にしていきたいと思っています。

最後になりますが、お忙しい中時間を作っていただいた講師の方々、研修を企画いただいた一般社団法人社労士成年後見センター千葉の皆さま、研修で一緒に学ばさせていただいた先生方、本当にありがとうございました。

成年後見事例紹介

社労士成年後見センター千葉
理事
しらと たかゆき
白戸 孝行
(東葛支部)



【はじめに】

社労士開業の前職において、某製パン会社及び某介護施設に研修の機会があり、パン工場では帽子に特別の識別を付した障害者の方々が目立ち、出来ることを一生懸命に、そして介護施設では、自分が誰なのか認識すら困難な高齢者の方々が他人の支援を得ながら生活していました。私自身、第二の人生においてはこのような方々のサポートをする仕事がしたいと思うようになり、この時の体験が今の後見業務のモチベーションとなっています。

新型コロナ流行の初期の令和2年5月、支部日曜相談に訪れた本人の弟さんからの相談を受け、申立てにより、保佐人に選任されました。以下、本人の状況の変化を大きく三期に分けてご紹介いたします。

【受任時の本人の状況】

船橋市在住、独身男性（41歳）、生活保護、自己所有マンションに独居、借財あり
進行性の脳難病の疑いにて、判断能力が低下（要介護1）、金銭管理が困難

【保佐人受任以降の経過】

1 第一期（転居→不動産の処分→借財返納→生活保護の廃止）

審判確定の令和2年10月、本人宅を訪問すると特別送達郵便が何と二通届いていました。勿論一通は千葉家裁市川からの保佐開始の審判書、もう一通は東京簡裁からの借財に関する債権者からの訴状及び呼出状、いずれも未開封で、説明しても本人はどのように良いか判断できない様子でしたが、真面目な性格で借金は返したいとの意向でした。生活保護費を借金返済に充てることは不可、東京簡裁の口頭弁論期日を翌年

1月に控え、時間のない中、一連の処理をどうするか、まずシナリオを描きました。自己破産も検討しましたが、自己所有マンションの存在及び本人の借財返済意思を踏まえ、センターの先輩から後見業務に精通した弁護士を紹介していただき、訴訟代理人を依頼しました。そして代理人を通じて口頭弁論期日をできる限り伸ばしていただく間、新しい居所へ移り不動産を売却して債務に充てる短期作戦でした。

新居の選定に当たり、本人の独居生活の継続も難しいことから、ご家族や相談支援事業所等と相談し、精神障害による給付認定（障害支援区分4）を受けて障害者グループホームに入居、並行して家裁の許可を取り居住用不動産を売却、最終期日直前に債権者と和解・訴えの取下げに至りました。また、家財処分中に発覚したadditional借財についても直ちに返済しました。結果として首尾よく運びまして、先輩方々からのご助言や弁護士先生のご尽力に感謝する次第です。この度の収入により、船橋市からの生活保護が廃止されることとなりました。

2 第二期（病状悪化による転居→貯蓄の枯渇→生活保護の再受給）

本人の病状悪化（障害支援区分5・要介護3）に伴い、現施設（自立した障害者の方の入居が基本）での支援が困難となり、再び新居を検討、幸いにも隣の市川市の同じく障害者グループホームへの転居が決まりましたが、この時点で不動産売却による貯蓄も枯渇し、再び同市から生活保護を受けることとなりました。尚、住所地特例により、保険者については、障害福祉サービスは従前の船橋市のまま、介護サービスと生活保護は市川市からと二市に分散しての手続が始まりました。

3 第三期（病状悪化による障害年金の受給・後見申立て→遺産相続）

本人の更なる病状悪化（要介護5）に伴い、予めから準備していた障害基礎年金（初老期認知症）を申請し、1級裁定を受けました。これにより生活保護費が支給調整されるため生活費総額としては変化ありませんが、後に想定されていた遺産相続・生活保護の廃止を見据え、本人の経済的安定を考慮しての先行処置と認識しておりました。

祖母の他界により、本人は亡父の代襲相続人となりました。生活保護受給中であり、相続放棄の選択もあり得るところですが、遺産規模及び負債もほぼ無いことから相続承認しました。遺産分割協議については、保佐人として代理権を付与されていませんでしたので、本人の状況も踏まえて成年後見人として支援態勢を拡充すべきと判断、家裁に後見開始を申し立て、1週間後、保佐取り消し・後見開始の審判が下りました。遺産分割協議については、他相続人のご理解を得て法定相続按分以上を確保することができ、後見人としては安堵しているところです

が、収入認定がなされ、生活扶助・介護扶助分を市川市へ返還しなければならず、少々複雑な思いもしております。

【終わりに】

後見人等の仕事は、財産管理と身上監護の二本柱と言われます。どちらを重視すべきとかいう問題ではありませんが、一般的には財産管理に偏重した方が多いとも言われます。

あくまで小生の私見ですが、財産管理は、誰がやったとしても同じ様に厳格に処理すべき業務と考えますが、一方身上監護は、単に出来上がった契約書等にサインすればよいというものではなく、本人の状況・意向等を把握し、リスクを管理し、関係者と連携しつつ何が本人にとってベストか考えることにより成される行為と考えています。これは後見人等の役割を最小幅に捉えると達成できない目標であり、本人支援の死角を局限するためにも、最大幅をもって考え取り組むべき分野と心得ています。

これからもあらゆる状況を想定しつつ、成年後見業務に邁進する所存です。

（資料） 受任件数の推移、会員数

社労士成年後見センター千葉
総務委員会

◆受任件数の推移（令和5年12月1日現在）

（単位：件）

	受任開始	終了*		受任中案件
		うち法人後見		
平成28年1月～12月	5	-	4	1
平成29年1月～12月	3	-	1	2
平成30年1月～12月	12	-	10	2
平成31年1月～令和1年12月	10	-	5	5
令和2年1月～12月	9	-	4	5
令和3年1月～12月	15	7	8	7
令和4年1月～12月	14	6	5	9
令和5年1月～12月1日	12	4	1	11
合計	80	17	38	42

*被後見人の死亡等によるもの

◆会員数：99名、後見人名簿登載者：55名（令和5年12月1日現在）